

申込先 問い合わせ

家庭用生ごみ処理機及び処理容器購入助成金について
 家庭から出る生ごみの量を減らし、自己処理を促すため「生ごみ処理機（電気式）及び処理容器」の助成を行っております。
 市内の販売店で購入後に環境課で手続きを行ってください。
助成金額 処理機および処理容器1基当たりの購入額の2分の1を助成（処理機：最大3万円、処理容器：最大3千円）
 ※処理機は1世帯につき1基
 ※処理容器は1世帯2基以内
対象 市内に住所を有し、1年以上居住して市税等で滞納のない方（以前助成金の交付を受けて5年を経過していない方は申請できません）

身体障がい者等に対する軽自動車税（種別割）の減免について
 軽自動車を所有している身体・知的・精神障がい者や、障がい者等と生計を同じくする方で、その障がい者等のために使用する軽自動車を所有している方は、一定の要件に該当する場合にはその軽自動車税（種別割）を減免することができます。また、令和3年4月1日より療育手帳B1、B2の交付者で就労・通学・通院等に使用している軽自動車まで減免を拡充しています。要件や必要書類等については、市民税課へお問い合わせください。
申請受付期間 5月6日（金）～31日（火）
 ※土・日・曜日は除く
申問 市民税課
 ☎973-15382

申込先 問い合わせ

不妊治療の保険適用拡大について
 これまでは、不妊の原因を調べる検査やその治療に保険適用が限られていました。
 令和4年4月からは、「人工授精」「体外受精」「顕微授精」なども、新たに保険適用されることになりました。
 治療開始時点で女性の年齢が43歳未満であることや、回数の制限などもありません。
 詳細については、市または厚生労働省のホームページをご覧ください。
問 国民健康保険課 国保給付係
 ☎989-15347

市税等口座振替不能通知の廃止について
 市では市税等の口座振替をご登録されているかたで、残高不足等で口座引落ができなかった方に対し、口座不能通知を郵送しておりましたが、令和4年度より廃止いたします。振替日前日までに口座への入金をお願いします。今後、口座振替が不能となった場合には、窓口または督促状での納付をお願いいたします。
お問合せ先
 ・固定資産税・軽自動車税・市県民税納税課 ☎973-11099
 ・国民健康保険課 ☎973-13202
 ・後期高齢者医療課 ☎973-13177
 ・国民健康保険課 ☎973-13208
 ・介護長寿課 ☎973-13208

公共下水道および津堅島農業集落排水接続工事の補助金制度の案内
 公共下水道および農業集落排水（津堅島のみ）への接続により、快適な生活環境の確保・公共用水域の水質汚濁防止及び浄化の促進を目的とし、排水設備工事（新築工事を除く）を行う方に工事費の一部を補助金として交付します。
 受付は4月1日（金）からとし、予算に達し次第終了いたします。
補助金対象者
 ①公共下水道または農業集落排水（津堅島のみ）へ接続できる区域内、建物の所有者または住居者、もしくは土地の所有者
 ②国、県または市の同様な制度による補助を受けていない方
 ③市税の滞納がない方（完納証明書）
補助額
 ・合併処理浄化槽から下水道切替工事を行う場合→工事費最大で10万円（農業集落排水への切替工事は最大で15万円）
 ・単独処理浄化槽またはくみ取り式便所から下水道切替工事を行う場合→工事費最大で10万円（農業集落排水への切替工事は最大で15万円）
注意事項 いずれの接続工事も、指定工事店でなければなりません。下水道排水設備指定工事店一覧は市ホームページで公開しています。
申問 下水道課
 排水設備係（水道庁舎内）
 ☎973-17977

申請時に必要なもの
 ①家庭用生ごみ処理機及び処理容器購入奨励助成金交付申請書（様式第1号）
 ②家庭用生ごみ処理機及び処理容器購入・設置証明書（様式第2号）
 ③印鑑（認印でも可）
 ④添付書類（住民票・完納証明書・領収書）
申問 環境課 ☎973-15594

自然とふれあう家族のつどい「初めてのキャンプ」参加者募集
 初めてキャンプをする家族を対象に、自然体験をとおして絆を深め、野外活動の楽しさを味わうとともに自然を愛する豊かな心を育てる。
日時 4月16日（出）午前9時～17日（日）午後12時30分
場所 県立石川青少年の家 キャンプ場
参加対象 小学生以上の家族
参加料 大人1人 2千円
 子ども1人 千五百円
申込期間 4月5日（火）～12日（水）
 午前9時～午後5時（月曜休所）
 ※定員に達し次第締め切ります。
申込方法 直接お電話にて申込み
申問 県立石川青少年の家
 ☎964-13263
 担当：新里

合併処理浄化槽設置補助金制度
 河川の水質向上を図るために有効な合併処理浄化槽の設置費用に対する補助事業を行っています。
 受付は4月1日（金）からとし、予算に達し次第終了いたします。
対象地域
 ・公共下水道事業計画区域外の地域
 ・公共下水道事業計画区域内で7年以上、下水道の整備が見込まれない地域
補助金対象者
 ①浄化槽法、建築基準法等の関連している法令に違反していない方
 ②土地、住宅等を借りている方で、賃人の承諾が得られる方
 ③市税の滞納がない方（完納証明書）
 ④補助金交付の申請および交付の決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手していない方
 ⑤建築する住宅が販売目的でない方
 ⑥建築する建物が居住を伴わない商用施設でない方
対象数 25基程度（5～10人槽）
補助限度額 50万円
申問 下水道課
 排水設備係（水道庁舎内）
 ☎973-17977

令和4年度 児童扶養手当および特別児童扶養手当額について

「児童扶養手当額」および「特別児童扶養手当額」については、毎年、全国の消費者物価指数の変動に応じて手当額の改定を実施する物価スライド制がとられています。令和3年全国消費者物価指数の物価変動率が前年比マイナス0.2%であったことに伴い、手当額（月額）が変更となります。

【児童扶養手当】		令和3年度（月額）	令和4年度（月額）
〈本体額〉	全部支給	43,160円	43,070円
	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
〈第2子加算額〉	全部支給	10,190円	10,170円
	一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円
〈第3子以降加算額〉	全部支給	6,110円	6,100円
	一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円

【特別児童扶養手当】		令和3年度（月額）	令和4年度（月額）
1級	52,500円	52,400円	
2級	34,970円	34,900円	

【お問合せ先】 こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983

特別障害者等手当に関するお知らせ

令和4年4月1日から「特別障害者等手当」の手当額（月額）が変わります。

令和3年全国消費者物価指数の物価変動率が前年比マイナス0.2%であったことに伴い、令和4年度の特別障害者等手当の月額が変更となります。

特別障害者等手当	令和3年度（月額）	令和4年度（月額）
特別障害者手当（20歳以上）	27,350円	27,300円
障害児福祉手当（20歳未満）	14,880円	14,850円
福祉手当（経過的特例措置）	14,880円	14,850円

【お問合せ先】 障がい福祉課 障がい給付係 ☎973-5452